

（頭部後傾抑止装置）

第31条 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4第1項の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定による装置の型式の指定の場合にあつては、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」の1.（1）の規定中「またがり式の座席」とあるのは「折り畳座席、横向き座席及び後向き座席」と読み替え、かつ、（2）から（5）までの規定は適用しないものとし、3.4.3.4.の規定中「通常の使用位置に戻すことができる」とあるのは「自動的に通常使用の位置に戻る」と読み替えるものとする。